

鹿児島プロモーション事業（メディアプロモーション）業務委託仕様書

1 事業名

鹿児島プロモーション事業（メディアプロモーション）

2 事業の目的

新型コロナウイルスの影響により、健康づくりへの意識の高まりや、開放感を求める旅行者の動きを踏まえ、健康志向が高い女性層に向けて、鹿児島の誇るウエルネス（健康・癒やし・長寿）や、世界自然遺産である屋久島、世界遺産登録を控える奄美群島の雄大な自然などの露出を強化し、鹿児島ならではの魅力や楽しみ方をメディアにより効果的に提案・発信することで、鹿児島への誘客を図る。

3 業務委託内容

本県へのより多くの誘客を図るため、健康志向が高い女性層が旅行先を決める際に参考としている媒体や、訴求効果の高い媒体を効果的に活用して、以下の各種プロモーションを実施する。ターゲットとなる主な市場は、本県への旅行者数が多い首都圏とし、対象地域に訴求力及び費用対効果が高いプロモーション展開・手法を検討する。

(1) 本県への旅行需要の喚起に訴求する媒体を活用した情報発信を行うこと。

(2) メディアで取り扱う内容は、以下のとおりとすること。

① 「健康・癒やし・長寿」に役立つ地域資源（鹿児島のウエルネス）や、世界自然遺産である屋久島、世界遺産登録を控える奄美群島の雄大な自然など、鹿児島ならではの魅力や楽しみ方を盛り込むこと。

② 長期滞在や消費単価の向上に繋がるような内容を盛り込むこと。

③ 別紙「ディスカバー鹿児島キャンペーン（県外向け事業）の概要」に記載の「GoTo鹿児島たっぷりプレゼント」及び「かごしまらくめぐり」の紹介を盛り込むこと。

(3) その他本県が実施する観光キャンペーン等と絡めて、鹿児島への誘客に繋がるよう工夫すること。

(4) 各種メディアを活用し、プロモーション効果の目標値を定め、定量的な効果測定を行い報告すること。

(5) メディア選定や内容等について、県観光課と十分に協議し決定すること。

4 履行期限

令和3年2月19日

5 メディアによる情報発信の実施期間

令和2年11月～令和3年1月17日

6 事業完了の報告等

全ての事業終了後、令和3年2月19日までに事業完了報告書を提出すること。

また、本業務の実施により、定量的な効果等がわかるデータについても提出を行うこと。

7 成果物等

受託事業者が提出すべき成果物は表 1 のとおりとする。

表 1 成果物等一覧

項目	内容
コンテンツデータ	作成した記事, 広告, 映像, Web サイト等の電子データ
素材データ	本業務で使用した映像, 画像等の素材 (映像素材は PC で再生できる DVD ディスクを納品)
紙媒体	掲出した紙媒体
業務完了報告書	本業務の実施内容及び効果検証を記載した報告書
その他	業務実施に当たって制作した成果物

8 著作権・特許権

- (1) 受託者は, 本業務で作成された成果物に関し, すべての著作権(財産権)を, 委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は, 委託者の同意を得なければ, 著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務作成物で使用する文章, 写真, 図版等はすべて委託者内での利用, または委託者が観光振興に資すると判断した上での第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 本業務の成果物は, 委託者が自由に二次使用(印刷物の制作, ホームページへの掲載等)できるものとする。
- (6) 本業務の成果物に係る著作権, 特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。
- (7) 上記条件を満たすのに費用が課題となり, 十分な広報展開ができないことが見込まれる場合は, 協議するものとする。

9 その他

上記のほか, 事業の実施において必要な事項については, 事前に県観光課と十分に協議すること。

10 実施計画

企画提案された計画に基づき実施していくが, 詳細な業務の実施計画や計画変更については, 委託者と調整の上実施すること。

11 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても, 本県への誘客促進に資すると判断できる追加提案があれば, 積極的に提案すること。

なお, 原則委託費の範囲内で業務執行を行うが, 追加提案の効果等を踏まえ, 企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合, 委託者と協議の上, 委託者の判断において実施するものとする。